

令和6年3月市議会定例会議
経済民生常任委員会資料

議案第30号 福島市犯罪被害者等支援条例制定の件	・・・	2	頁
議案第36号 福島市市民会館条例を廃止する条例制定の件	・・・	6	頁
議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）			
・ 戸籍・住基システム等改修事業費			
・ 特別会計繰出金	・・・	8	頁
・ 結婚新生活支援事業費			
・ スポーツ振興基金積立金			
議案第18号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）	・・・	16	頁
議案第21号 令和5年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）	・・・	18	頁

議案第30号 福島市犯罪被害者等支援条例制定の件【生活課】

(議案書 P95～98)

1. 条例制定の趣旨

犯罪被害者等を地域社会全体で支える意識の醸成を図り、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定するもの。

2. 条例の概要

- (1)犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を規定
- (2)地域社会の役割を「市」、「市民等」、「事業者」それぞれについて規定
- (3)基本理念に基づき実施する犯罪被害者等への支援を規定

3. 条例の構成

項 目	内 容
第 1 条 目的	犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、受けた被害の回復又は軽減と生活の再建を図ること、並びに犯罪被害者等を地域社会全体で支えることで、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。
第 2 条 定義	この条例において、各号に掲げる用語の意義を規定します。

項 目	内 容
第 3 条 基本理念	<p>犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、次に掲げる事項を基本とし適切に行われるものとしします。</p> <p>(1) 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて行われること。 (2) 個人情報の取扱いに留意し、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮され、行われること。 (3) 必要な支援が途切れることなく行われること。 (4) 市及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。</p>
第 4 条 市の責務	<p>市は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとしします。 また、関係機関等との適切な役割分担に基づき、支援体制を構築するよう努めるものとしします。</p>
第 5 条 市民等の責務	<p>市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう配慮するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。</p>
第 6 条 事業者の責務	<p>事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害、就労、勤務、休暇等について配慮するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。</p>
第 7 条 相談及び情報の提供	<p>犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとしします。また、相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を置くものとしします。</p>
第 8 条 経済的負担の軽減	<p>経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとしします。</p>

項 目	内 容
第 9 条 日常生活の支援	再び平穏な日常生活を営むことができるよう、必要な施策を講ずるものとします。
第 10 条 心身に受けた影響からの回復支援	適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとします。
第 11 条 安全の確保	防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとします。
第 12 条 居住の安定	犯罪被害者等の居住の安定を図るために、必要な施策を講ずるものとします。
第 13 条 雇用の安定	事業者の理解を促すとともに、犯罪被害者等の就労支援その他の必要な施策を講ずるものとします。
第 14 条 市民等及び事業者の理解の増進	犯罪被害者等について理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとします。
第 15 条 学校等における支援の実施等	学校等と連携し必要な支援を行うことができるよう施策を講ずるものとします。
第 16 条 民間支援団体に対する支援	民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うことができるよう施策を講ずるものとします。
第 17 条 支援の制限	社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができるものとします。
第 18 条 委任	条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

4 条例の施行日

公布の日から

5 条例制定による効果

条例制定を契機として相談や情報提供等の窓口を拡充し、関係機関等との支援体制を構築することにより、犯罪被害者等支援を総合的に推進して、犯罪被害者等を地域社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与します。

6 参 考

<これまでの経過>

(1)福島市犯罪被害者等支援条例検討委員会 5回開催

(2)パブリックコメントの実施（令和5年9月21日～10月21日） 1名 1件の意見あり

議案第36号 福島市市民会館条例を廃止する条例制定の件 【生活課】 (議案書P107~108)

1 改正の趣旨

市民会館の老朽化に伴い、(仮称)市民センターへの複合化により閉館するため、条例を廃止する。

2 改正の内容

市民会館は、住民の福祉の増進と文化の向上を図るため集会等の利用に供されておりますが、築52年を経過し老朽化が進んできていることから、令和7年2月下旬にプレオープン予定の(仮称)市民センターへ複合化し、併設の敬老センターとともに閉館するもの。

なお、跡地には、防災拠点施設として消防本部・福島消防署新庁舎を建設し、令和10年4月の供用開始を予定している。

【 施設概要 】

所在地 福島市霞町1番52号

建設年月 昭和46年12月(築52年)

施設規模等 敷地面積：8477.89㎡

延床面積：6547.05㎡

構造・階数：鉄筋コンクリート造、地下1階・地上6階・棟屋3階

主要施設：第2ホール(定員120人)、会議室、和室ほか、計26室

併設施設：敬老センター

【 利用状況 】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用件数	12,297件	12,915件	12,834件	12,088件	12,526件
利用人数	187,473人	178,242人	95,019人	101,285人	65,624人

3 条例の施行日

令和7年1月11日から施行

4 条例制定後のスケジュール

令和7年1月11日	廃止条例施行
令和7年2月（予定）	解体工事開始
令和7年2月下旬（予定）	（仮称）市民センタープレオープン
令和7年3月初旬（予定）	（仮称）市民センター供用開始
令和10年4月（予定）	消防本部・福島消防署新庁舎開庁

議案第16号 令和5年度 福島市一般会計補正予算(第11号) 【市民課】

議案書 P62～64・繰越明許費 P66、補正予算説明書 P17、18

(1)補正の趣旨・内容等

令和5年6月に戸籍法と関係法令の一部が改正され、氏名の振り仮名が戸籍、戸籍の附票、住民票の記載事項となり、令和7年度以降、戸籍等に「振り仮名」の登録が開始される予定となっている。その準備として、令和6年度末までに戸籍等の各システムに係る改修を行うものである。

また、今年度中の事業実施が困難なことから、予算については繰越明許とするもの。

◆戸籍・住基システム等改修事業費

<歳出>

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	697,392	32,000	729,392	(国) 32,000	-	-	-	◇戸籍住民基本台帳諸費追加 ○戸籍・住基システム等改修事業費
<<歳入内訳>> 16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 1節 総務管理費補助金 ※ 事業費は、10分の10国庫補助								

(2)事業概要

①事業費:戸籍・住基システム等改修事業費 32,000千円

	内 容	金 額
委託料	電算業務委託料	32,000千円

②事業内容:戸籍・戸籍の附票・住民記録システムの改修を実施

- ・戸 籍 シ ス テ ム:戸籍の様式変更、振り仮名の項目の追加、その他システムの調整・修正作業
- ・戸籍の附票システム:戸籍の附票の様式変更、振り仮名の項目追加、その他システムの調整・修正作業
- ・住民記録システム:住民票の様式変更、振り仮名の項目追加、その他システムの調整・修正作業

(3)具体的な影響

①当て字や難解な読み方いわゆるキラキラネームが増加しており、正確な氏名の呼称が難しくなっている。氏名の振り仮名が戸籍や戸籍の附票、住民票に記載されることで、民間サービスなどにおいて、正確な氏名の呼称が利用されるとともに本人確認がスムーズに行われる。

具体例:愛(ラブ)、海(マリン)、菅野(カンノ、スガノ、スゲノ)

②デジタル化の推進にあたり、現在使用している漢字には様々な字体があり、行政機関においても正確な文字を入力しないと検索できない場合がある。振り仮名が利用されることで、本人特定が容易になり、業務の効率化が図られる。

具体例:ワタナベ ⇒ 渡辺、渡邊、渡邊

サイトウ ⇒ 斎藤、齋藤、齊藤

〈参考資料〉

(1) 戸籍等への振り仮名記載のスケジュール

項目	令和6年度				令和7年度				令和8年度			
	4月~	7月~	10月~	1月~	4月~	7月~	10月~	1月~	4月~	7月~	10月~	1月~
1 システム改修	→											
2 法施行 (振り仮名の登録開始) ※出生・帰化(外国人)					○	→ 随時受付						
3 振り仮名確認通知発送 (全本籍人へ)					○	→ 修正受付						
4 全本籍人への振り仮名 職権記載									○	→ 本格運用開始		

(2) 帳票イメージ

戸籍謄本

全部事項証明	
本籍氏名	福島県福島市五老内町3番 齊藤 太郎
氏名の振り仮名	サイトウ
戸籍事項	
戸籍編製	省略
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ 【生年月日】昭和40年5月10日 【配偶者区分】夫 【父】福島乙吉 【母】福島丙子 【続柄】二男
身分事項	
出生	省略

戸籍の附票

全部証明	
本籍氏名	(省略)
氏名	(省略)
附票に記載されている者	【氏名】齊藤 太郎 【名の振り仮名】サイトウ タロウ 【生年月日】昭和40年5月10日 【性別】男

住民票

振替口座	ジュウシ 友和	個人番号	1234 5678 9012
氏名	住民 太郎	住民票コード	1234 5678 901
旧氏	住基	【変更箇所】 帳票レイアウト上に「振り仮名」項目を追加	
世帯主	住民 太郎	世帯主の任に 年月日	平成23年4月1日
続柄	世帯主	住所を定めた 年月日	令和元年12月4日
住所	東京都港区虎ノ門2-2-1 虎ノ門ハイソ101号	届出日	平成23年4月1日
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番地	筆頭者	住民 太郎
転入前住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		

議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 16

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	説 明
22諸収入 5雑入 2雑入	1	11,436	11,437	・雑入追加 11,436千円 令和4年度分福島県後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う返還金の追加。

議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号） 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P18 ~ P19 (単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明
				特定財源				
				国 庫 支 出 金	地方債	その他		
3民生費 1社会福祉費 1社会福祉 総務費	1,882,910	119,597	2,002,507	国 4,928 県 32,824	-	-	81,845	◇特別会計繰出金追加 119,597千円 ○国民健康保険事業費特別会計繰出金 119,597千円 【補正の内容等】 以下の事由により国民健康保険事業費特別会計への繰出金を追加するもの。 ・保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) 40,479千円 国保税軽減世帯の増加等に伴う追加 (財源：県3/4・市1/4) ・保険基盤安定繰出金(保険者支援分) 10,431千円 国保税軽減被保険者の増加等に伴う追加 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・未就学児均等割保険税繰出金 △843千円 未就学児の異動等に伴う減額 (財源：国1/2・県1/4・市1/4) ・出産育児一時金繰出金 △10,958千円 出産件数の見込減に伴う減額 ・財政安定化支援事業繰出金 71,304千円 国保税軽減世帯の増加等に伴う追加 ・国庫支出金等影響額補填繰出金 8,915千円 地方単独事業（重度心身障がい者医療費助成制度、子ども医療費助成制度）に係る影響額の増加に伴う追加 ・産前産後保険税繰出金 269千円 産前産後保険税軽減制度の新設（令和6年1月施行）により、当該軽減にかかる繰出しを追加。 (財源：国1/2・県1/4・市1/4)
※補正前の額及び計には財務部納税課分（55,800）含む <歳入内訳>（補正予算説明書P13） 16款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 5,215 ・未就学児均等割保険税負担金 △421 ・産前産後保険税負担金 134 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 ・保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 30,360 ・保険基盤安定負担金(保険者支援分) 2,608 ・未就学児均等割保険税負担金 △211 ・産前産後保険税負担金 67 ※財源は右記のとおり								

議案第16号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号） 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P 19 (単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説明																																			
				特定財源																																							
				国県支出金	地方債	その他																																					
3民生費 1社会福祉費 6後期高齢者医療費	821,347	11,678	833,025	県 8,758	-	-	2,920	◇特別会計繰出金追加 11,678千円 ○後期高齢者医療事業費特別会計繰出金 11,678千円 【補正の内容等】 令和5年度福島県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるもの。 (単位：千円)																																			
※補正前の額及び計には財務部納税課分（3,230）含む <歳入内訳>（補正予算説明書P14） 17款 県支出金 1項 県負担金 1目 民生費県負担金 2節 保険基盤安定負担金 8,758 ※財源：県3/4・市1/4				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計繰出金</td> <td>821,347</td> <td>11,678</td> <td>833,025</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>818,117</td> <td>11,678</td> <td>829,795</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,230</td> <td>-</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険基盤安定繰出金</td> <td>729,120</td> <td>11,678</td> <td>740,798</td> </tr> <tr> <td>職員給与等繰出金</td> <td>92,227</td> <td>-</td> <td>92,227</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>88,997</td> <td>-</td> <td>88,997</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,230</td> <td>-</td> <td>3,230</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補正前の額	補正額	計	一般会計繰出金	821,347	11,678	833,025	(国保年金課分)	818,117	11,678	829,795	(納税課分)	3,230	-	3,230	内訳				保険基盤安定繰出金	729,120	11,678	740,798	職員給与等繰出金	92,227	-	92,227	(国保年金課分)	88,997	-	88,997	(納税課分)	3,230	-	3,230
区分	補正前の額	補正額	計																																								
一般会計繰出金	821,347	11,678	833,025																																								
(国保年金課分)	818,117	11,678	829,795																																								
(納税課分)	3,230	-	3,230																																								
内訳																																											
保険基盤安定繰出金	729,120	11,678	740,798																																								
職員給与等繰出金	92,227	-	92,227																																								
(国保年金課分)	88,997	-	88,997																																								
(納税課分)	3,230	-	3,230																																								

議案16号 令和5年度 福島市一般会計補正予算（第11号）【定住交流課】

<歳出> 2款 総務費 1項 総務管理費 6目 企画費 補正予算説明書 P17 (単位:千円)

細目 細々目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源	節	
				国 県 支出金	地方債	その他			
○定住推進費 結婚新生活支援事業費	131,640	△ 63,426	68,214	県△21,820	-	-	△ 41,606	18 負担金補助及び交付金	△63,426
				特定財源内訳(補正予算説明書P14) 17款 県支出金 2項 県補助金 1目 総務費県補助金 1節 総務管理費補助金 ○地域少子化対策重点推進交付金					

(1)補正内容

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の住宅購入・リフォームおよび賃借費用、引越費用等)を補助(結婚後3年まで支援を継続)することで、経済的理由により結婚に踏み切れない若い世代の婚姻を促すための事業を実施している。所得要件を緩和したことに伴い、前年度実績の約3倍を見込み実施してきたが、決算額が約1.6倍にとどまる見込みであるため、減額補正するもの。

●所得要件の緩和

・スタートアップ支援(賃貸住宅初期費用、引越費用支援) 夫婦の合計所得制限 R5:所得制限なし(R4:400万円未満)

●事業周知の強化

婚姻届出受付窓口、不動産事業者へチラシ配布、市政だより掲載。市公式SNS、Instagram広告での配信。

(2)交付実績

実績見込み393世帯 68,214千円

- ・スタートアップ支援(住宅購入、リフォーム等)／補助上限30万円:33世帯見込
- ・スタートアップ支援(賃貸住宅初期費用等)／補助上限15万円:69世帯見込
- ・家賃支援 /家賃(賃料、共益費)の1/2または月額最大2万円 :291世帯見込

(3)その他(過去実績)

- ・R4:263世帯 42,080千円
- ・R3:223世帯 43,479千円

議案第18号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号） 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 41

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																																																
5繰入金 1一般会計 繰入金 1一般会計 繰入金	1,964,910	119,597	2,084,507	・国民健康保険事業費特別会計繰出金（一般会計）の追加に伴う追加 (単位：千円)																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)</td> <td>718,826</td> <td>40,479</td> <td>759,305</td> </tr> <tr> <td>2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)</td> <td>409,780</td> <td>10,431</td> <td>420,211</td> </tr> <tr> <td>3未就学児均等割保険税繰入金</td> <td>8,083</td> <td>△843</td> <td>7,240</td> </tr> <tr> <td>4職員給与費等繰入金</td> <td>374,541</td> <td>-</td> <td>374,541</td> </tr> <tr> <td> (国保年金課分)</td> <td>318,741</td> <td>-</td> <td>318,741</td> </tr> <tr> <td> (納税課分)</td> <td>55,800</td> <td>-</td> <td>55,800</td> </tr> <tr> <td>5出産育児一時金繰入金</td> <td>40,000</td> <td>△10,958</td> <td>29,042</td> </tr> <tr> <td>6財政安定化支援事業繰入金</td> <td>187,487</td> <td>71,304</td> <td>258,791</td> </tr> <tr> <td>7その他一般会計繰入金</td> <td>226,193</td> <td>8,915</td> <td>235,108</td> </tr> <tr> <td> ・子ども医療費等繰入金</td> <td>82,000</td> <td>-</td> <td>82,000</td> </tr> <tr> <td> ・国庫支出金等影響額補填繰入金</td> <td>144,193</td> <td>8,915</td> <td>153,108</td> </tr> <tr> <td>8産前産後保険税繰入金</td> <td>-</td> <td>269</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,964,910</td> <td>119,597</td> <td>2,084,507</td> </tr> <tr> <td> (国保年金課分)</td> <td>1,909,110</td> <td>119,597</td> <td>2,028,707</td> </tr> <tr> <td> (納税課分)</td> <td>55,800</td> <td>-</td> <td>55,800</td> </tr> </tbody> </table>					区分	補正前の額	補正額	計	1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	718,826	40,479	759,305	2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	409,780	10,431	420,211	3未就学児均等割保険税繰入金	8,083	△843	7,240	4職員給与費等繰入金	374,541	-	374,541	(国保年金課分)	318,741	-	318,741	(納税課分)	55,800	-	55,800	5出産育児一時金繰入金	40,000	△10,958	29,042	6財政安定化支援事業繰入金	187,487	71,304	258,791	7その他一般会計繰入金	226,193	8,915	235,108	・子ども医療費等繰入金	82,000	-	82,000	・国庫支出金等影響額補填繰入金	144,193	8,915	153,108	8産前産後保険税繰入金	-	269	269	合計	1,964,910	119,597	2,084,507	(国保年金課分)	1,909,110	119,597	2,028,707	(納税課分)	55,800	-	55,800
区分	補正前の額	補正額	計																																																																	
1保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	718,826	40,479	759,305																																																																	
2保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	409,780	10,431	420,211																																																																	
3未就学児均等割保険税繰入金	8,083	△843	7,240																																																																	
4職員給与費等繰入金	374,541	-	374,541																																																																	
(国保年金課分)	318,741	-	318,741																																																																	
(納税課分)	55,800	-	55,800																																																																	
5出産育児一時金繰入金	40,000	△10,958	29,042																																																																	
6財政安定化支援事業繰入金	187,487	71,304	258,791																																																																	
7その他一般会計繰入金	226,193	8,915	235,108																																																																	
・子ども医療費等繰入金	82,000	-	82,000																																																																	
・国庫支出金等影響額補填繰入金	144,193	8,915	153,108																																																																	
8産前産後保険税繰入金	-	269	269																																																																	
合計	1,964,910	119,597	2,084,507																																																																	
(国保年金課分)	1,909,110	119,597	2,028,707																																																																	
(納税課分)	55,800	-	55,800																																																																	
※補正前の額及び計には財務部納税課分（55,800）含む																																																																				

議案第18号 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算(第5号) 【国保年金課】

<歳出> 補正予算説明書 P 42

(単位:千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2保険給付費 1療養諸費 1一般被保険者療養給付費	13,899,147	373,742	14,272,889	県 373,742	-	-	-	◇一般被保険者療養給付費追加 373,742千円 ○一般被保険者療養給付費 373,742千円 【補正の内容等】 医療費が増加傾向にあり、一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の不足が見込まれるため、不足分を追加するもの。
4出産育児諸費 1出産育児一時金	60,026	△16,437	43,589	県 △5,479	-	-	△10,958	◇出産育児一時金減額 △16,437千円 ○出産育児一時金 △16,437千円 【補正の内容等】 出産する被保険者数が当初予算の見込よりも少なく推移しており、余剰金が見込まれる分について減額する。
8予備費 1予備費 1予備費	50,000	130,555	180,555	-	-	-	130,555	◇予備費調整計上 130,555千円 ○予備費 130,555千円 【補正の内容等】 歳入歳出差引超過額を予備費に調整計上するもの。

議案21号 令和5年度 福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算 (第2号) 【国保年金課】

<歳入> 補正予算説明書 P 57

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	説明																																	
1後期高齢者医療保険料	3,177,697	△12,686	3,165,011	◇収入見込みによる後期高齢者医療保険料の減額 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後期高齢者医療保険料</td> <td>3,177,697</td> <td>△12,686</td> <td>3,165,011</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内 訳</td> <td>現年度分特別徴収保険料</td> <td>2,122,357</td> <td>△70,252</td> <td>2,052,105</td> </tr> <tr> <td>現年度分普通徴収保険料</td> <td>1,045,340</td> <td>57,566</td> <td>1,102,906</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分普通徴収保険料</td> <td>10,000</td> <td>-</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	後期高齢者医療保険料	3,177,697	△12,686	3,165,011	内 訳	現年度分特別徴収保険料	2,122,357	△70,252	2,052,105	現年度分普通徴収保険料	1,045,340	57,566	1,102,906	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000												
区 分					補正前の額	補正額	計																														
後期高齢者医療保険料					3,177,697	△12,686	3,165,011																														
内 訳	現年度分特別徴収保険料	2,122,357	△70,252	2,052,105																																	
	現年度分普通徴収保険料	1,045,340	57,566	1,102,906																																	
	滞納繰越分普通徴収保険料	10,000	-	10,000																																	
1後期高齢者医療保険料																																					
1後期高齢者医療保険料																																					
3繰入金	821,347	11,678	833,025	◇保険基盤安定負担金の額の確定による一般会計繰入金の追加 (単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計繰入金</td> <td>821,347</td> <td>11,678</td> <td>833,025</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>818,117</td> <td>11,678</td> <td>829,795</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,230</td> <td>-</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">内 訳</td> <td>保険基盤安定繰入金</td> <td>729,120</td> <td>11,678</td> <td>740,798</td> </tr> <tr> <td>職員給与等繰入金</td> <td>92,227</td> <td>-</td> <td>92,227</td> </tr> <tr> <td>(国保年金課分)</td> <td>88,997</td> <td>-</td> <td>88,997</td> </tr> <tr> <td>(納税課分)</td> <td>3,230</td> <td>-</td> <td>3,230</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正前の額	補正額	計	一般会計繰入金	821,347	11,678	833,025	(国保年金課分)	818,117	11,678	829,795	(納税課分)	3,230	-	3,230	内 訳	保険基盤安定繰入金	729,120	11,678	740,798	職員給与等繰入金	92,227	-	92,227	(国保年金課分)	88,997	-	88,997	(納税課分)	3,230	-	3,230
区 分					補正前の額	補正額	計																														
一般会計繰入金					821,347	11,678	833,025																														
(国保年金課分)	818,117	11,678	829,795																																		
(納税課分)	3,230	-	3,230																																		
内 訳	保険基盤安定繰入金	729,120	11,678	740,798																																	
	職員給与等繰入金	92,227	-	92,227																																	
	(国保年金課分)	88,997	-	88,997																																	
	(納税課分)	3,230	-	3,230																																	
1一般会計繰入金																																					
1一般会計繰入金																																					
※補正前の額及び計には財務部納税課分(3,230)含む																																					

議案21号 令和5年度 福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算 (第2号) 【国保年金課】

<歳 出> 補正予算説明書 P 58

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	説 明																			
				特定財源																							
				国 県 支出金	地方債	その他																					
2後期高齢者 医療広域連合 納付金 1後期高齢者 医療広域 連合納付金 1後期高齢者 医療広域 連合納付金	3,907,118	△1,008	3,906,110	-	-	-	△1,008	◇保険料の収入見込み及び保険基盤安定繰入金確定による広域連合への納付金の減額 (単位：千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保険料納付金</td> <td>3,907,118</td> <td>△1,008</td> <td>3,906,110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内 訳</td> <td>保険料等</td> <td>3,177,998</td> <td>△12,686</td> <td>3,165,312</td> </tr> <tr> <td>保険基盤安定繰入金</td> <td>729,120</td> <td>11,678</td> <td>740,798</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		補正前の額	補正額	計	保険料納付金		3,907,118	△1,008	3,906,110	内 訳	保険料等	3,177,998	△12,686	3,165,312	保険基盤安定繰入金	729,120	11,678	740,798
区 分		補正前の額	補正額	計																							
保険料納付金		3,907,118	△1,008	3,906,110																							
内 訳	保険料等	3,177,998	△12,686	3,165,312																							
	保険基盤安定繰入金	729,120	11,678	740,798																							